

令和6年3月13日

浦添市議会議長 殿

ハラスメント調査対策特別委員会
委員長 上原 聖也

ハラスメント調査対策特別委員会視察報告書

令和6年1月16日から令和6年1月17日まで、委員会視察を実施いたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 視察期間 令和6年1月16日（火）～令和6年1月17日（水）
- 2 視察場所 埼玉県川越市議会
- 3 視察項目 川越市議会ハラスメント根絶条例
- 4 視察参加者 上原 聖也（委員長） 當間 左知子（副委員長） 大城 翼
仲程 淳也 仲間 烈 松下 美智子 又吉 健太郎
仲村 直子 當間 清春
- 5 調査内容 別紙1のとおり

視察日	令和6年1月17日（水）
視察先	埼玉県川越市 人口 352,717人（令和6年1月1日現在） 市面積 109.13km ² 議員定数 36人
視察市の概要	川越市は、武蔵野台地の東北端に位置し、面積109.13km ² 、人口35万人を超える都市である。大正11年（1922）に埼玉県内で初めて市制を施行、昭和30（1955）年には隣接する9村を合併し現在の市域となった。平成15（2003）年には埼玉県内で初めて中核市に移行、令和4（2022）年12月に市制施行100周年を迎えている。都心から約30kmの首都圏に位置するベッドタウンでありながら、商品作物などを生産する近郊農業、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、豊かな歴史と文化を資源とする観光など、充実した都市機能を有している。古くは新河岸川の舟運や川越街道で江戸とつながっていたことから、江戸文化の影響を多く受け、今も江戸の情緒を色濃く残し、蔵造りの町並みやユネスコの無形文化遺産に登録された川越氷川祭の山車行事（川越まつり）など魅力ある歴史的・文化的遺産が数多く残っている。
調査項目	川越市議会ハラスメント根絶条例
調査理由	本市では、令和5年8月に執行部（職員課）が実施した匿名のアンケート調査において議員におけるハラスメントがあったことが確認された。それを受けて、令和5年9月定例会において本市議会におけるハラスメントを調査し対策を講じるため、本特別委員会が設置されている。本特別委員会においては、川越市議会における「川越市議会ハラスメント根絶条例」の制定等、議会におけるハラスメントに対し先進的な取り組みを行っている川越市議会の視察を行うことで、条例制定の経緯やその取り組み、制定までの過程やその後の効果等を視察することで、今後の本市議会におけるハラスメント調査対策の参考とし、その先進的な取組等を、本市議会のハラスメント調査・対策へ生かすことを目的としその実施を行うものである。
調査事項	【川越市議会ハラスメント根絶条例】 1. ハラスメント根絶条例の概要について 2. ハラスメント根絶条例制定の経緯について 3. 条例素案の検討機関について 4. ハラスメント根絶条例制定後の執行部との関係性について 5. 研修等の実施状況について
考察（各委員の考察を列記）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定の発端が2018年（平成30年）9月に、川越市の女性職員から「議員によるセクハラ・パワハラ行為に対する嚴重注意及び再発防止」を議長に対し申し入れがなされたことだった。10月には当該議員は辞職した。代表者委員会、第三者委員会が行われ11月29日第16回にて職員の訴えの通りハラスメントと認定され、議員の政治倫理に関する条例の制定が提案された。12月に議員倫理条例策定会議が行われ2019年（平成31年）3月8日第10回にて「ハラスメントに特化した条例」策定を確認。3月7日川越市議会ハラスメント根絶条例制定となった、このように経緯を学ぶことができた。議員からセクハラ・パワハラを受けた職員の訴えがあつてから約7カ月でハラスメント根絶条例が制定されたことは、議会が問題をうやむやにしない立場に立ったことが伺えた。条例の特徴として、研修会開催の義務付け、ハラスメントの確認がされた場合は当該議員の指名等の公表義務がある。その結果、それ以降はハラスメントの発生していないとのこと。私はハラスメントは深刻であるほど表には出しにくい点について、どのような取り組みがあるか質問したところ、相談窓口設置のほか内部での相談しづらは外部相談窓口があること、電話やメールでの受付を行い、個別面談などを行っているとの回答があつた。議員は市民の暮らしを守るうえで、自身を律することは当然であり人との対応の仕方は丁寧に行う必要がある。市職員が働きづらくなるようなハラスメントを無くす取り組みとして、市議会ハラスメント根絶条例の制定へと検討が必要だと思った。 ・ 川越市議会においては、根絶条例を作らざるを得ない事案が発生（告発や裁判等）していた。浦添市議会においても議員からのハラスメントが職員アンケートにより少なからずあるということが確認されているが、川越市議会の事務局からもあつたように人によっては曖昧であることもある。議員と職員という立場上の違い・意見の違いがあるのは仕方がないことだと感じるが一人の人としてお互いに丁

寧な姿勢・そして相手との適度なコミュニケーション、意思疎通が必要であると感じた。条例にむけては第三者をいれてのものとなったが、様々な意見を取り入れていく上で良い進め方だと感じた。ハラスメント根絶条例に基づき、年1回ハラスメントの研修を行っていることが予算面や講師等の調整が難しいとのことであった。ハラスメントを防止する上でも、浦添市議会においても積極的に研修にも取り組んでいくべきだと感じた。川越市議会での課題も行う上では、考えていきたい。

- ・ 1月17日川越市議会ハラスメント根絶条例について視察を受け入れて頂き、浦添市議会議会運営委員会と共に市議会ハラスメント調査対策特別委員会としても時宜を得た調査視察となった。川越市のハラスメント根絶条例の制定は全国でも取り組みが早く、その経緯について、ご説明を頂いた。条例制定に関わった方が、現在事務局長として就かれていて、詳しくお聞きすることができ、大変なご苦労があったと推察するとともに、とても参考になった。川越市で昨年、施行された政治倫理条例については審査会の設置（人選も含めて）の重要性を痛感した。今回の調査視察内容を精査して本市としてハラスメント根絶に向けて、形を残していけるようにしっかり取り組みたい。
- ・ 平成30年9月に職員から「議員によるセクハラ・パワハラ行為に対する厳重注意及び再発防止」について弁護士を通じて議長に申し入れがあり、それから1カ月以内に代表者会議、第三者委員会を設置。さらに、同年12月に議員倫理条例策定会議を設置し、平成31年3月7日に川越市議会ハラスメント根絶条例が制定されたという経緯がある。とてもスピーディな取り組みとの印象を受ける。市民対応のためにも下手に時間をかけないことが当初から確認されたことも影響していると思われる。参考にすべき点だと思う。条例の特徴の一つとして、研修会の開催を義務づけ、議長の任期（1年）中に開催しなければならないとされている。理念条例ということなので、毎年研修を通して各自が確認できることは必要であろう。川越市とは背景が違うだけに、浦添市における条例制定の必要性はまだ議論の余地があるかも知れないが、議員・職員の認識を改めることは、とても重要だと思う。



